訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社ピー・エス・マネジメント
主たる事務所の所在地	千葉県船橋市習志野台四丁目６１番８号
代表者（役職・氏名）	代表取締役　山口　宗孝
設立年月日	平成１８年５月２３日
電話番号	０４７－７１１－１２８７

２．事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションてくてく	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒272-0132　千葉県市川市湊新田１丁目６－１２　第三吉ビル１０１	
電話番号	０４７－７１１－１２８６	
指定年月日・事業所番号	令和３年４月１日	１２６２７９０４５９
管理者の氏名	星　味希子	
通常の事業の実施地域	＜市川市＞ 相之川、新井、伊勢宿、入船、大洲、大和田、押切、鬼高、欠真間、加藤新田、香取、河原、行徳駅前、幸、塩浜、塩焼、島尻、下新宿、下妙典、末広、関ヶ島、高浜町、宝、田尻、千鳥町、稲荷木、富浜、新浜、新田、東大和田、日之出、平田、広尾、福栄、本行徳、本塩、湊、湊新田、南行徳、南八幡、妙典 ＜浦安市＞ 市内全域 ＜江戸川区＞ 一之江、一之江町、宇喜田町、江戸川、北葛西、篠崎町、下篠崎町、中葛西、西一之江、西小松川町、西瑞江、二之江町、春江町、東葛西、東小松川、東篠崎、東篠崎町、東瑞江、船堀、松江、瑞江、南篠崎町、谷河内	

３．事業所の目的と運営の方針

事業の目的	訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるようにすることを目的とします。
運営の方針	必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

４．営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで。 ただし、国民の祝日、年末年始（１２月３０日から１月３日まで）を除きます。
営業時間	午前９時から午後５時まで 常時２４時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制、必要に応じて訪問等適切な対応ができる体制を整えています。

５．事業所の職員体制

職　　種	勤　務　形　態　／　人　数	職　　種	勤　務　形　態　／　人　数
看護師	（常勤５名）　（非常勤２名）	理学療法士	（常勤０名）　（非常勤０名）
准看護師	（常勤０名）　（非常勤０名）	作業療法士	（常勤０名）　（非常勤０名）
保健師	（常勤０名）　（非常勤０名）	言語聴覚士	（常勤０名）　（非常勤０名）
事務職員	（常勤１名）　（非常勤０名）		

６．提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

看護介護行為	バイタルチェック（血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定など） 身体の保清（清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など） 療養指導（生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など）
医療的処置行為	創傷及び褥瘡処置 人工肛門・人工膀胱管理ケア 経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア 膀胱留置カテーテル・自己導尿管理ケア 在宅酸素療法管理ケア 在宅人工呼吸器管理ケア 気管カニューレ管理 喀痰の吸引・管理 点滴管理・麻薬を用いた疼痛管理ケア 排泄管理ケア（浣腸・摘便）
リハビリ援助行為	拘縮予防 歩行訓練 嚥下訓練 認知予防指導
介護者に対して	介護の方法指導 介護福祉など社会資源の紹介 褥瘡予防 リハビリの方法 食事指導（介助の工夫・方法など） 室内環境整備の工夫

	安全対策の工夫 感染症に対する対応方法など 介護者の健康相談・助言

７．利用料金

（Ⅰ）介護保険による訪問看護

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりで、 お支払いいただく「利用者負担金」は 、各利用者の負担割合に応じた額 です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額 をご負担いただきます。

（基本利用料＋加算利用料）×本人負担割合がお支払金額になります。

・市川市（5 級地）の単位数単価＝10.70 円　　・基本単位×単位数単価（10.70 円）＝基本利用料

【基本部分】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 Ⅰ回あたりの所要時間		基本単位	基本利用料 ※（注Ⅰ）
訪問看護	20 分未満	314 単位	3,359 円
	20 分以上 30 分未満	471 単位	5,039 円
	30 分以上 1 時間未満	823 単位	8,806 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128 単位	12,069 円
介護予防	20 分未満	303 単位	3,242 円
	20 分以上 30 分未満	451 単位	4,825 円
	30 分以上 1 時間未満	794 単位	8,495 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090 単位	11,663 円

【加算部分】支給限度額基準に含まれる加算の種類

加算の種類	加算の要件	基本単位	基本利用料 ※（注Ⅰ）
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に 90 分を超える訪問看護を行った場合（1 回につき）	300 単位	3,210 円
複数名訪問看護加算Ⅰ（30 分未満）	複数の看護師等が同時に 1 人の利用者に対して訪問看護を行った場合（1 回につき）	254 単位	2,717 円
複数名訪問看護加算Ⅰ（30 分以上）		402 単位	4,301 円
複数名訪問看護加算Ⅱ（30 分未満）	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して訪問看護を行った場合（1 回につき）	201 単位	2,150 円
複数名訪問看護加算Ⅱ（30 分以上）		317 単位	3,391 円
夜間・早朝加算	夜間（18 時～22 時）または早朝（6 時～8 時）にサービス提供する場合	基本単位の 25%	
深夜加算	深夜（22 時～翌朝 6 時）にサービス提供する場合	基本単位の 50%	
初回加算	新規に訪問看護計画書作成した場合（1 月につき） Ⅰ：退院・退所日に初回訪問　Ⅱ：Ⅰ以外	Ⅰ.350 単位 Ⅱ.300 単位	3,745 円 3,210 円

退院時共同指導加算	病院、老健施設を退院、退所の際に訪問看護ステーションの看護師が共同指導を行った場合（月 1 回） ※特別な管理を必要とする者の場合は月 2 回	600 単位	6,420 円
看護体制強化加算	医療ニーズの高い利用者に対応する体制を整備し、県知事に届出をしている場合（1 月につき） 算定月の前 6 月の緊急時訪問看護加算および特別管理加算の算定者割合と、前 12 月のターミナルケア加算の算定者割合の状況により算定	100 単位	1,070 円
看護体制強化加算Ⅰ		550 単位	5,885 円
看護体制強化加算Ⅱ		200 単位	2,140 円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合（月 1 回）	50 単位	535 円

【加算部分】支給限度額に含まれない加算の種類

加算の種類	加算の要件	基本単位	基本利用料 ※（注Ⅰ）
緊急時訪問看護加算Ⅰ	（1）看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制（2）緊急時訪問看護業務の負担軽減に資する業務体制の整備（1 月につき）	600 単位	6,420 円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1 月につき）	500 単位	5,350 円
特別管理加算Ⅱ		250 単位	2,675 円
ターミナルケア加算	利用者がお亡くなりになる 14 日前に 2 日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	2,500 単位	26,750 円
介護職員等処遇改善加算	看護師等の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的とした加算	基本単位の 1.8%	

（注Ⅰ）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。尚、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

（２）医療保険による訪問看護

（基本療養費＋管理療養費+加算）×本人負担割合がお支払金額になります。

【基本療養費】

療　　養　　費	週 3 日まで	週 4 日目以降
訪問看護基本療養費Ⅰ（1 日につき）	5,550 円 （准看護師）5,050 円	6,550 円 （准看護師）6,050 円
訪問看護基本療養費Ⅱ（1 日につき） ※同一建物居住者　同一日に 2 人まで	5,550 円 （准看護師）5,050 円	6,550 円 （准看護師）6,050 円
訪問看護基本療養費Ⅱ（1 日につき） ※同一建物居住者　同一日に 3 人～9 人以下	2,780 円 （准看護師）2,530 円	3,280 円 （准看護師）3,030 円
訪問看護基本療養費（Ⅲ）（1 日につき） ※入院患者が外泊中に訪問看護を行った場合	8,500 円	

【管理療養費】

管　理　療　養　費	月の初日の訪問	月の 2 日目以降の訪問
訪問看護管理療養費イ（1 日につき）	7,710 円	3,010 円

【加算部分】

加算の種類	加算の要件		加算額
訪問看護情報提供療養費	市町村等、義務教育諸学校、保険医療機関へ情報提供した場合		1,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	在宅で亡くなられた場合（24 時間以内に在宅以外で亡くなられた場合も含む）または特別養護老人ホーム等で亡くなられた場合で（看取り介護加算等を算定していない）ターミナルケアを行った場合		25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費２	特別養護老人ホーム等で亡くなられた場合で（看取り介護加算を算定している）ターミナルケアを行った場合		10,000 円
夜間 24 時間対応体制加算（イ）	利用者又はその家族等に対して２４時間の対応体制にある場合で、かつ、２４時間対応体制の看護業務の負担軽減の取組を行っている場合（1 月につき）		6,800 円
夜間・早朝加算	18 時～22 時または 6 時～8 時に訪問看護を行った場合		2,100 円
深夜加算	22 時～翌朝 6 時に訪問看護を行った場合		4,200 円
複数名訪問看護加算（看護師等）	看護師と看護師・保健師、助産師・理学療法士等		4,500 円
複数名訪問看護加算（准看護師）	看護師と准看護師		3,800 円
複数名訪問看護加算（看護補助者）	看護師と看護補助者		3,000 円
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回訪問		4,500 円
	1 日 3 回以上の訪問		8,000 円
長時間訪問看護加算	1 回の訪問時間が 90 分を超えた場合		5,200 円
緊急訪問看護加算（1 日につき）	利用者やご家族の緊急の求めに応じて主治医の指示により訪問看護を行った場合	月 14 日目まで 月 15 日目以降	2,650 円 2,000 円
特別管理加算Ⅰ（月 1 回）	気管カニューレ・留置カテーテル管理など		5,000 円
特別管理加算Ⅱ（月 1 回）	人工肛門・自己疼痛管理・褥瘡・点滴注射など		2,500 円
退院時共同指導加算（原則 1 回）	退院（退所）にあたって在宅で療養上の必要な指導を行いその内容を文書で提供した場合		8,000 円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する場合で、特別管理加算が算定できる状態に該当する場合		2,000 円
退院支援指導加算（退院日）	退院時に療養上の退院支援指導が必要な疾病等の場合で、退院時に訪問看護が必要と認められた方に対して療養上必要な指導を行った場合		6,000 円 長時間の場合 8,400 円
在宅患者連携指導加算（月 1 回）	月 2 回以上（主治医・歯科訪問診療・保険薬局）と文書などでご利用者の方やご家族に指導を行った場合		3,000 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算（月 2 回）	急変や診療方針の変更に伴い共同でカンファレンス行い、共同でご利用者の方やご家族に指導を行った場合		2,000 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算（月 1 回）	オンライン資格確認等システムを通じて、利用者の診療情報を取得等した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		50 円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ（月 1 回）	勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価		1,830 円
訪問看護医療情報連携加算（月 1 回）	ICT を用いて連携職種の情報を活用した計画的な管理の評価		1,000 円

訪問看護物価対応料 （1 日につき）	物価上昇に対応するため		令和８年	令和９年
		月の初日の訪問	60 円	120 円
		月の 2 日目目以降の訪問	20 円	40 円

（3）その他の費用

エンゼルケア 洗顔、整髪、清 拭、エンゼルメイク	10,000 円（消費税別）
情報開示に係る費用（印刷またはコピー1 枚につき）	20 円（消費税別）
おむつ代など日常生活に必要な物品の提供をした場合	実額を徴収

（4）交通費

夜間・休日などに公共交通機関やタクシーを利用した場合	実額を徴収
通常の事業の実施地域を超えた場合で、公共交通機関やタクシーを利用した場合	実額を徴収
通常の事業の実施地域を超えた場合で、自動車を使用した場合	1 キロメートルあたり 20 円（消費税別）

（5）キャンセル料

利用者ご都合のキャンセルの場合は、キャンセル料を徴収いたします。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認められるときは、キャンセル料を徴収しない場合があります。

前日１７：００までに連絡があった場合	無料
上記以外の場合	2,000 円（非課税）

8.お支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。請求書発行時に前月分の領収書を発行いたします。

口座振替	利用した月の翌月２０日（祝休日の場合は直前の平日）に、指定口座より引き落とします。
銀行振込	利用した月の翌月末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、以下の指定口座へお振込みください。 千葉銀行　薬円台支店　普通　３５６５７７４ 株式会社ピー・エス・マネジメント　代表取締役　山口宗孝 (カ)ピ゜ーエスマネジ゛メント

9.緊急時における対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称： 主 治 医 氏 名 ： 所　在　地　： 電 話 番 号 ；
緊急連絡先 （家族など）	氏　名　： 続　柄　： 電話番号：

10.事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11.苦情相談の窓口

（1）利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口

訪問看護ステーションてくてく 苦情処理責任者：星　味希子 受付時間　午前 9 時から午後 5 時まで	住所：千葉県市川市湊新田１丁目６－１２　第三吉ビル１０１ 電話：０４７－７１１－１２８６ FAX：０４７－７１１－１２８７

（2）その他の苦情受付機関

市川市福祉部介護保険課	電話：０４７－３３４－１１７３
浦安市福祉部介護保険課	電話：０４７－７１２－６４０３
国民健康保険団体連合会　介護保険課　苦情処理係	電話：０４３－２５４－７４２８